

改善計画・結果報告書

平成 21 年 5 月 14 日

評価会議議長 殿

大学院法務研究科長 田中克志

組織評価に関する実施要項第10に基づき、平成19年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構により実施した認証評価（予備評価）の評価結果により、評価基準を満たしていないとして指摘を受けた事項について、次のとおり改善計画・結果を報告します。

なお、本法務研究科は、平成21年度、同機構による認証評価（本評価）を受けることとなっています。

要改善事項
A. 教育 基本的な観点 3-1-2に該当 刑事訴訟法について専任教員が配置されていない。
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
刑事訴訟法の専任教員については、平成20年4月1日より人文学部法学科より配置換えすることが決まっている。
改善結果
平成20年4月1日付をもって、刑事訴訟法の専任教員が人文学部法学科より大学院法務研究科へ配置換えとなった。

要改善事項
A. 教育 基本的な観点 5-1-2に該当 刑事実務基礎について、実際の授業では事実認定に関する内容が扱われていない
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
担当教員に対して、授業において事実認定に関する内容を扱うように依頼する。
改善結果
平成20年度から、刑事実務基礎について、事実認定に関する内容を扱うこととした。

要改善事項
A. 教育 基本的な観点 5-4-2に該当 進級が認められた場合の再履修科目単位について、履修登録可能な単位数に算入しないも ととすることができる単位数の限度が4単位を超えている。
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
算入しない単位を6単位としたものを4単位に減じるものとする。
改善結果
平成20年度より、進級が認められた場合の再履修科目単位について、履修登録可能な単位数 に算入しないもととすることができる単位数の限度を4単位とした。

要改善事項
A. 教育 基本的観点5-4-3に該当 3年課程の2年次から3年次及び2年課程の進級制が採用されていないとともに、段階的履 修を確保するための進級制に代わる措置が講じられていない。
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
3年課程の2年次から3年次及び2年課程の進級制を採用することとした。
改善結果
平成20年度より、3年課程の2年次から3年次及び2年課程の進級制を採用した。

要改善事項
E. 組織 基本的な観点 3-3-2に該当 自己点検・自己評価の結果及び法科大学院の教育活動等に関する重要事項の一部（教育課程 及び教育方法、成績評価）について公表されていない。
要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）
自己点検・自己評価の結果及び法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を HPなどで公表することとした。
改善結果
平成19年に実施した自己点検・自己評価の結果を静岡法務雑誌（平成20年3月）及びHPで もって公表した。教育活動等に関する重要事項を記載した文書は、平成20年度について、平 成21年5月にHPにより公表する。